

もみじ公園集会所運営規則

(目的)

(第1条) この規則は、梅美台4丁目・5丁目・6丁目の自治会（以下各自治会という）の会員相互の親睦を深める文化・サークル活動、福利厚生活動の拠点として設立された、もみじ公園集会所（以下集会所という）に関する管理運営及び利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営組織)

(第2条) 集会所の運営組織は、各自治会より選出された委員により、組織した集会所管理運営委員会（以下運営委員会という）が統括的に管理運営を行い、管理責任者は運営委員会委員長が（以下委員長という）その任に当たるものとする。

2、運営委員会の役員構成は細則で定める。

(管理運営費)

(第3条) 集会所の管理運営費は、各自治会よりの拠出金、集会所利用料、又は寄付金等、その他の収入をもって充てる。

(利用時間)

(第4条) 集会所の利用時間は、午前9時から午後9時までとする、尚管理の都合上①午前9時～午後1時②午後1時～午後5時③午後5時～午後9時の3区分より選択を原則とする。

(利用申込み)

(第5条) 集会所を利用する場合は、集会所利用申込書（様式別紙）に記入の上委員長に提出し、許可を得なければならない。諸手続きの詳細については、運営細則又は利用ガイドに定める。

(目的外利用の制限)

(第6条) 利用の目的が次の各号に該当し、または該当する恐れがある場合には、集会所は利用できないものとする。

- 1) 集会所の目的または公序良俗に反し、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがある場合
- 2) もっぱら営利を目的とした学習塾、文化教室、物品の展示、販売などのために利用する場合
- 3) 18歳未満の未成年者主催の利用についてはこれを認めない
- 4) 特定の政治目的を有する活動、或いは特定の宗教活動のために利用する場合
- 5) その他、管理運営上支障があると認められる場合

2、前項に該当する行為があった場合には、許可後であっても利用を停止することができる。

(利用者の優先順位)

(第7条) 集会所の利用の順位は次の通りとする。

- 1) 地区住民が不慮の災害を受け、一時的な非難措置として利用する場合
- 2) 市やこれに類した官公庁、公共団体などが主催する、緊急的な行事として利用する場合
- 3) 地域長や各自治会、運営委員会並びに各自治会傘下の子供会や地域の横断的な公認団体等が主催する行事のほか、緊急且つ重要な会議などで利用する場合

- 4) 前各号のほか、運営委員会が止むを得ないと認めた場合
- 2 既に許可を受けた場合であっても、運営委員会が必要と認めた行事が同一日程に入った場合には、許可した分を変更又は取り消すことができる。

(利用者の義務及び条件)

(第8条) 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 利用者は主催する行事に伴う会場設定から、行事終了後鍵返還までの全て責任を持って利用すること、又行事に参加する子供達の安全確保には、特に責任を持って万全を期さなければならない
- 2) 許可された通りの利用時間、利用目的を厳守すること
- 3) 利用前・利用後は、鍵管理者に声を掛け、鍵・利用報告書・点検表の受け渡しを行うこと
- 4) 利用する施設及び備品は丁寧に取扱い、利用終了後は備品を所定の位置に整理整頓し、清掃・戸締りを確実にすること
- 5) 備品の施設外無断持ち出しをしてはならない
- 6) 調理室を利用する場合は、火気の手扱いには十分注意し利用後の後始末を確実にすること
- 7) 利用者は集会所周辺に迷惑を掛けない様に十分注意すること、又音響装置を使用する場合や、それ以外でも周辺の迷惑駐車・騒音でも影響があると思われる場合は、それらの防止策を講じなければならない
- 8) 利用時における事故や怪我等についても、利用主催者及び参加者の自己責任にて一切の処理を行うこと
- 9) 施設内は全面禁煙を守ること
- 10) ペットを連れて施設内に入場しない
- 11) その他利用に当たっては運営委員の指示に従うこと

(利用者の賠償責任)

(第9条) 利用者の過失により、集会所の施設または備品を破損・亡失したときは、その損害を利用主催者は弁償しなければならない。

(規則の改廃)

(第10条) 本規則の改廃は、運営委員会で審議・決定し、各自治会に周知徹底を図るものとする。

(その他)

(第11条) この規則に定めない管理・運営及び利用に関する事項については、別途もみじ公園集会所運営細則により定める。

(第12条) この規則は、各自治会の役員会の承認を以って2017年11月1日から施行する。